

令和6年度訓子府町職員採用試験（社会人枠）のお知らせ

- 職 種 一般事務職
- 採用予定人数 1人
- 採用予定日 令和6年4月1日
- 採用条件・給与など
給料（月額）169,800円～240,700円
- ※経験年数により給料額が変動します。
- 期末勤勉手当（年4.4月）、扶養手当、通勤手当、寒冷地手当などその他町の条例および法令などの定めによる
- 受験資格
- ①昭和63年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方
- ②学校教育法による高等学校以上を卒業した方
- ③平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間に民間企業や公務員などでおおむね3年以上の業務経験（見込みを含む）がある方
- ④採用後、訓子府町内に居住できる方
- 採用試験
- と き 12月17日(日)9時
(受付：8時30分～50分)
(受付場所：役場2階総務課)

- ところ
訓子府町役場（訓子府町東町398番地）
- 試験内容 職場適性検査、面接試験
- ※試験内容は、予告なく変更する場合があります。
- 応募方法 12月5日(火)17時30分までに「訓子府町職員採用試験申込書」を提出してください（郵送の場合は、当日消印まで有効です）
- ※申込書は、町ホームページからダウンロードするか、総務課職員係へお問い合わせください。
- その他 採用試験に係る交通費、宿泊費などの支給は一切ありません
- 応募書類提出先・問合せ
〒099-1498 常呂郡訓子府町東町398番地
訓子府町役場総務課職員係
(☎0157-47-2112)

町ホームページ▶



わたしたちの国民年金

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

また、ご家族の保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。

なお、控除を受けるためには、年末調整や書面で確定申告をする際に、日本年金機構から送られてくる「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または「領収証書」を添付する必要があります。

■控除証明書が届く時期は？

- ①令和5年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方
→10月下旬から11月上旬にかけて順次

- ②①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録をした方
→10月中旬から下旬にかけて順次
- ③令和5年10月3日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（①の対象者を除きます）
→令和6年2月上旬
- ④③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録をした方
→令和6年1月下旬
- ※年末調整や確定申告をするときに控除証明書が届いていない場合は、その期間の領収証書を添付してください。
- 問合せ
- ・ねんきん加入者ダイヤル
(☎0570-003-004)
- ・北見年金事務所 (☎25-8703)
音声案内にしたがって、電話機の②を押したあと②を押してください。

北見年金事務所へ行く際は、
前日までに電話予約を！

後期高齢者医療制度のお知らせ ～障害認定申請について～

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

■一定の障がいとは

- ①障害基礎年金1・2級を受給している方
- ※国民年金以外の障害年金受給者については、個別にお問い合わせください。
- ②身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ③身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - ・音声障がい
 - ・言語障がい
 - ・下肢障がい4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - ・下肢障がい4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上欠くもの）
 - ・下肢障がい4級4号（一下肢の機能の著しい障がい）
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- ⑤療育手帳A（重度）をお持ちの方

■脱退手続きについて

後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

■問合せ

- ・北海道後期高齢者医療広域連合
(〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601)
- ・福祉保健課医療給付係 (☎47-5555)

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」 ～一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入を～

「労働保険」とは、業務または通勤して負傷などを負った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と労働者が失業した際に、生活の安定などを図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険制度は、小規模零細事業を中心に、相当数の未加入事業所が存在しており、労働保険制度の健全な運営、労働者の福祉の向上などの観点から極めて重要な課題となっており、早急な解消が求められています。

このため、厚生労働省では「未手続事業一掃対策」として、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、各種事業主団体、個別事業主へ自主的な手続きを促していますので、労働保険への加入をお願いします。

- 問合せ
 - ・厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係 (☎03-5253-1111)
 - ・北海道労働局総務部労働保険徴収課 (☎011-709-2311)